

〈 参 考 资 料 〉

給水装置工事申込	給水装置種類		工事種類		用途			
申込者 宇治市長 あて 住所..... ふりがな..... 氏名 (印) 私は、宇治市水道事業給水条例及びこれに基づく規程を遵守し、次のとおり給水装置工事を申し込みます。 また、この給水装置工事の手續に関する事項を、次の指定給水装置工事事業者に委任します。	年 月 日			受付年月日		メータ 口径		
				設計審査年月日				
				工事着工年月日				
				検査年月日				
				スキヤニング年月日				
				占用許可番号				
	設 計 審 査							
	課 長		係 長		検 算	担 当		
	使用者	工事場所.....			市 納 付 金		検 査	
ふりがな.....			課 長	係 長	担 当			
氏 名 (印)					検 査 員			
指定給水装置工事事業者	住所又は所在地			市 納 付 金	項 目		金 額	摘 要
	氏名又は名称 (印)				設計審査手数料			
	代表者氏名				しゅん工検査手数料			
	主任技術者 (印)				分岐工事立会手数料			
	TEL				工事負担金			
					申請事務負担金			
							収納印	
建築確認	第 号 年 月 日			加 入 金				
				門 標 代				
道路種別	(国・府・市・私) 道			計				
	路線名							
1/800 頁 付近見取図 住宅地図 北・南 頁 -								
水 栓 番 号		指定給水装置 工 事 事 業 者		受 付 番 号		担 当		

使 用 材 料

名 称	寸法	数量	名 称	寸法	数量	名 称	寸法	数量	名 称	寸法	数量
サドル付分水栓											
密着型銅コア											
伸縮可とう継手											
HIVP											
フレキシブル継手											
止水栓											
HI ユニオン											
HI ソケット											
HI エルボ											
電線											
給水管標示ピン											
撤去工											

平面図・立面図（水栓数 栓）

使用材料

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓											
密着型銅コア											
伸縮可とう継手											
HIVP											
フレキシブル継手											
止水栓											
HI ユニオン											
HI ソケット											
HI エルボ											
電線											
給水管標示ピン											
撤去工											

工事年月日	管種	口径	深度	寄り幅	道路幅	メータ位置 側	より 側	m

しゅん工平面図・立面図 (水栓数 栓)	分水位置 側	より 側	m

水栓 番号		指定給水装置 工事業者		受付 番号		担当	
----------	--	----------------	--	----------	--	----	--

水道管布設承諾書

年 月 日

宇治市長 あて

私は、私の所有する次の土地に配水管・給水管（以下「水道管」という。）（ φ mm）を布設すること及び以下の内容について承諾します。

- 1 土地に布設する水道管の存置期間は、宇治市上下水道部が必要とする期間とします。
- 2 土地の使用料は無償とします。
- 3 土地の所有権等を他に譲渡するときは、その譲受人に対し、この承諾内容を引き継ぎます。
- 4 土地の現況の変更に伴う当該水道管の撤去及び布設替えの必要が生じたときは、宇治市上下水道部と協議し、費用は原因者が負担します。
- 5 水道管の上に維持管理に支障となるような、工作物は設置しません。
- 6 水道管の維持管理のために必要な作業や工事には協力します。
- 7 水道管布設後に問題が生じた場合、宇治市上下水道部が原因でない限り、水道管に関する異議・苦情等は一切申しません。

No.	水道管布設地の地番	土地所有権者		
		住所	氏名	承諾印
1				
2				
3				
4				
5				

注) 位置図、法務局備え付けの公図、私道部分の登記簿謄本等を添付してください。

工事場所	申込者		
	住所	氏名	印

給水装置設置に関する誓約書

年 月 日

宇治市長 あて

工事場所（申請地）： _____

申込者住所： _____

申込者氏名： _____ ⑩

給水装置設置場所
（他の土地等）： _____

本件工事場所（申請地）は（民法第 213 条の 2・第 213 条の 3）に該当し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者（以下、所有権者等）に対し、民法第 213 条の 2 第 3 項に基づく通知を、 年 月 日に行ったこと。
- 2 給水装置を設置する土地の所有権者等との間で紛争等が生じた場合は、私の責任において対応し解決すること。
- 3 上記の工事場所（申請地）を第三者に譲渡し又は貸付、もしくは給水装置の使用者を第三者に変更する場合は、この誓約内容を当該第三者に引き継ぐこと。

水栓番号： _____

水道管撤去工事承諾書

年 月 日

宇治市長 あて

私は、私の所有する次の土地に布設されている水道管の撤去工事を行うことについて承諾します。
 なお、将来においても、このことについて宇治市長に対する異議は申しません。

	水道管撤去地の地番	土 地 所 有 権 者		
		住 所	氏 名	承諾印
1				
2				
3				
4				
5				

注) 位置図・法務局備え付けの公図・私道部分の登記簿謄本等を添付してください。

工 事 場 所	申 込 者		
	住 所	氏 名	印

年 月 日

着 工 届

宇治市長 あて

指定給水装置
工事事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

TEL

次のとおり工事着工しますので届け出ます。

路 線 名	線		
工 事 場 所	宇治市		
申 込 者		水栓 番号	
工事着工年月日	年 月 日		
現 場 責 任 者	緊急連絡先（携帯）		
道路占用許可番号	年 月 日付	第	号
道路使用許可番号	年 月 日付	第	号
	受付 番号		担当者

年 月 日

完 成 届

宇治市長 あて

指定給水装置
工事事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

TEL

次のとおり工事が完成しましたので届け出ます。

路 線 名	線		
工 事 場 所	宇治市		
申 込 者		水栓 番号	
工事完成年月日	年 月 日		
道路占用許可番号	年 月 日付 第 号		
	受付 番号		担当者

※ 舗装本復旧工事の写真を添付すること。

しゅん工検査依頼書

年 月 日

宇治市長 あて

指定給水装置	住所又は所在地
工事事業者	氏名又は名称
	代表者氏名

次の給水装置工事がしゅん工しましたので、検査を依頼します。

検査希望日	年 月 日		
工事場所	宇治市		
申込者氏名		水栓番号	
主任技術者氏名		電 話	

.....

検査事項

水 圧		材 料 確 認		判 定	
メーター位置		しゅん工図との照合		合 ・ 否	
門 標		施 工 方 法			
標 示 ピ ン					
		受付番号		担当者	

1 検査年月日 年 月 日

2 検査員 ㊟

給水装置工事 設計変更・工事中止・申込取消 届

年 月 日

宇治市長 あて

申請者 住 所

氏 名

印

次のとおり給水装置工事の設計変更・工事中止・申込取消を行いたいので届け出ます。

受 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 類	
工 事 場 所	宇治市
指定給水装置工事 事 業 者	住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名 印
設計変更の場合の 変 更 内 容	

還 付 申 請 書

年 月 日

宇治市長 あて

申 請 者

住 所

氏 名

印

TEL

次のとおり納付済

の還付を申請します。

申 請 場 所	宇治市
還 付 申 請 額	
理 由	

給水工事連絡表

指定給水装置 工事事業者	※	T E L	
		担当者	
工事場所	※		
申込者名	※		
路線名	※	国・府・市・私道 線	
道路幅員	※	As・Con・Gr W= m t= cm	
占用数量	※	新設 DIP φ mm L= m HIVP φ mm L= m	撤去 DIP φ mm L= m HIVP φ mm L= m
掘削面積	※	延長 幅 面積 m × m = m ²	
工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (内 日間)	
交通規制		昼・夜 車両通行止め・片側交互通行	
道路占用許可		年 月 日付 第 号	
		仮復旧 号工 (交通) 本復旧 号工 (交通) 復旧面積 全幅・半幅・後日現地立会	
道路使用許可		年 月 日付 第 号	
		午前 時 ~ 午後 時 午前 時 ~ 午後 時 ガードマン 名	
備考			
	受付番号		担当者

※印の欄のみ記入してください。

道路復旧工事届

年 月 日

宇治市長 あて

指定給水装置
工事事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

TEL

給水装置工事等の道路掘削に伴う舗装本復旧工事については、道路占用許可条件等を遵守し当方の責任において速やかに施工するとともに、他工事等で施工する場合においても、完了するまで当方が責任をもって適正な履行を確保します。

また、舗装本復旧工事に起因する第三者への損害または問題等が生じた場合は、当方の責任において解決します。

なお、施工後に、道路管理者又は上下水道部から修補等の指示があった場合はその指示に従います。

工事場所	※		
申込者名	※		
路線名	※ 国・府・市・私道 線		
本復旧工法	※ 号工（ 交通） As・Con・Gr t = cm		
道路占用許可	年 月 日付 第 号		
他の占用工事	※ 有（ 工事） ・ 無		
受付番号		起案番号	宇水工第 号

※印の欄のみ記入してください。

道路占用掘削申請図

路線名 : _____ 線

平面図 S = 1 :

工事場所 : _____

申込者 : _____

指定業者 : _____

付近見取図

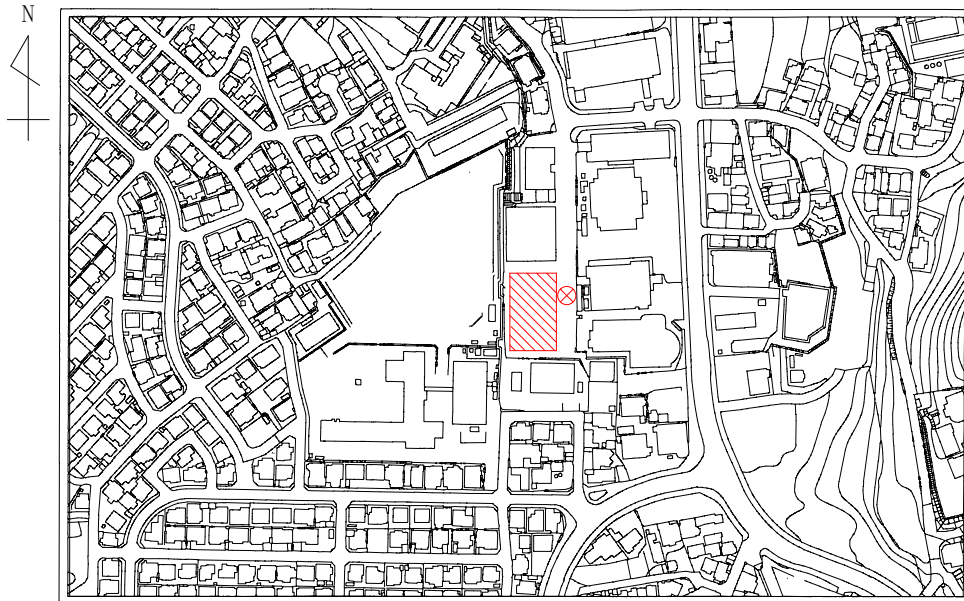




断面図 S = 1 :

道路占用掘削申請図

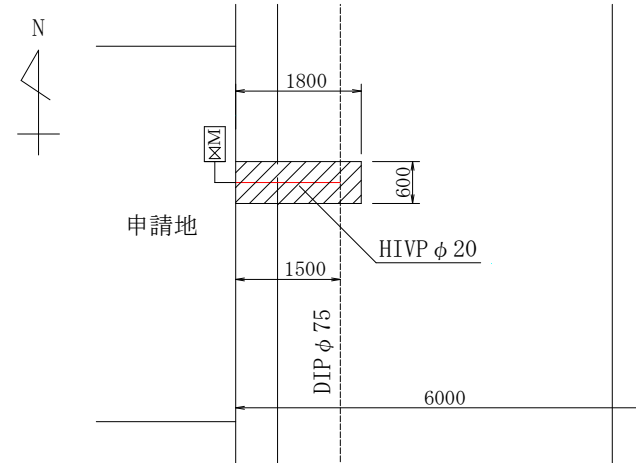
路線名 : 宇治〇〇 線
 工事場所 : 宇治市宇治琵琶45-2
 申込者 : 宇治 太郎
 指定業者 : 株式会社 ○×設備

付近見取図

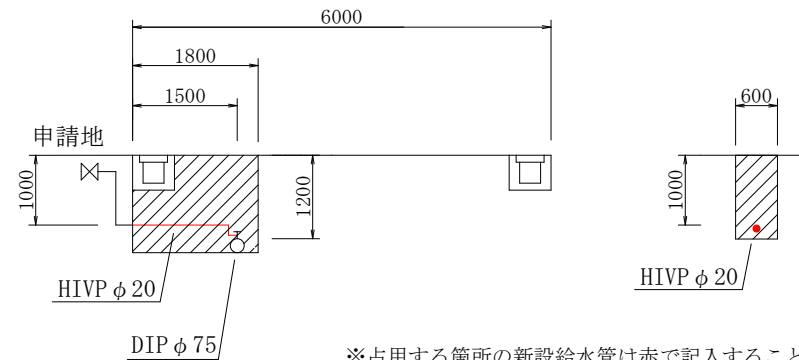


 申請地
 工事箇所

平面図 S=1:100



断面図 S=1:100



※占用する箇所の新設給水管は赤で記入すること。

給水装置工事申込書の記入方法

申込書（表面）

1. 申込日を記入してください。
2. 使用者欄には、工事場所を記入してください。
料金の請求先が異なる場合は、その住所を下に記入してください。
3. 使用者名は、水道を使用する人の氏名を記入してください。
使用者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。
氏名には、ふりがなを記入してください。
4. 指定給水装置工事事業者の主任技術者名は、代表者名でなく宇治市に登録されている主任技術者名を記入してください。
5. 建築確認済証の番号及び日付を記入してください。また、建築確認済証の写しを添付してください。
6. 道路掘削を行う場合は、施工場所の路線名を記入してください。
私道の場合は、水道管布設承諾書等が必要です。
7. 工事種類・用途及びメータ口径を鉛筆で記入してください。
8. 付近見取図は、配管図及び住宅地図のページを記入するとともに、目標物などを記入し申請地がわかるように作成してください。地図の貼り付けは不可です。
申請地を赤で表示し、両隣の水栓番号を記入してください。

申込書（裏面）

1. 使用材料は、一次側（分岐からメータまで）と二次側（メータから水栓まで）を分けて記入してください。
2. 平面図及び立面図には、配水管及び給水管の管種・口径を記入してください。
既設管の場合は破線で記入してください。
3. 水栓数を記入してください。
4. 申請平面図には、方位を記入してください。
申請平面図の新設配管は、赤色で記入してください。

竣工図

1. 申込書（裏面）の記入方法と同様に記入してください。
2. メータ位置を記入してください。
3. 分岐工事を行った場合、工事年月日、配水管の管種・口径等及び分水位置を記入してください。

給水装置工事申込	給水装置種類		工事種類	改造	用途	家庭用
申込者	住所 宇治市長 あて 宇治市宇治琵琶33			受付年月日		メータ 口径
	ふりがな うじ たろう			設計審査年月日		20
	氏名 宇治太郎			工事着工年月日		
	私は、宇治市水道事業給水条例及びこれに基づく規程を遵守し、次のとおり給水装置工事を申し込みます。 また、この給水装置工事の手續に関する事項を、次の指定給水装置工事事業者に委任します。			検査年月日		
	指定給水装置工事事業者			スキャンニング年月日		
	主任技術者			占用許可番号		
使用者	工事場所 宇治市宇治琵琶45-2			設計審査		
	ふりがな うじ たろう			課長	係長	検算
	氏名 宇治太郎					担当
指定給水装置工事事業者	住所又は所在地 宇治市宇治琵琶33 氏名又は名称 (株)〇×設備 代表者氏名 水道 太郎 主任技術者 水道 一郎			市納付金		
建築確認	第〇〇〇〇〇号 〇〇年〇月〇〇日			課長	係長	担当
道路種別	(国・府・市)私道 宇治〇〇線					検査員
				項目	金額	摘要
				設計審査手数料		
				しゅん工検査手数料		
				分岐工事立会手数料		
				工事負担金		
				申請事務負担金		
						収納印
				予納金		
				加入金		
				門標代		
				計		

付近見取図 1/800 12-25 頁
住宅地図 北・南 44 頁 E-2

地図の貼付は不可です

配管図及び住宅地図のページを記入

申請地を赤で記入

両隣の水栓番号記入

水栓番号	G〇〇〇〇	指定給水装置工事事業者	(株)〇×設備	受付番号		担当	
------	-------	-------------	---------	------	--	----	--

使用材料

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓	100×20	1	メータBOX	中	1	散水栓	13	1			
密着型銅コア	20	1	伸縮継手	20	1	アングル止水栓	13	2			
伸縮可とう継手	20	1	HIVP	20	20.2	万能栓	13	1			
HIVP	20	2.2	HIVP	13	12.6	自在栓	13	2			
フレキシブル継手	20×600	1	HI ソケット	20×13	1	逆止付ボールバルブ	13	1			
止水栓	M型 20	1	HI ソケット	20	1						
HI ユニオン	20	1	HI チーズ	20×13	6						
HI ソケット	20	1	HI エルボ	20	5						
HI エルボ	20	3	HI エルボ	13	7						
電線		3.3	水栓エルボ	13	6						
給水管標示ピン		1	水栓ソケット	13	1						
撤去工											

分岐からメータまでの材料を記入

メータから水栓までの材料を記入

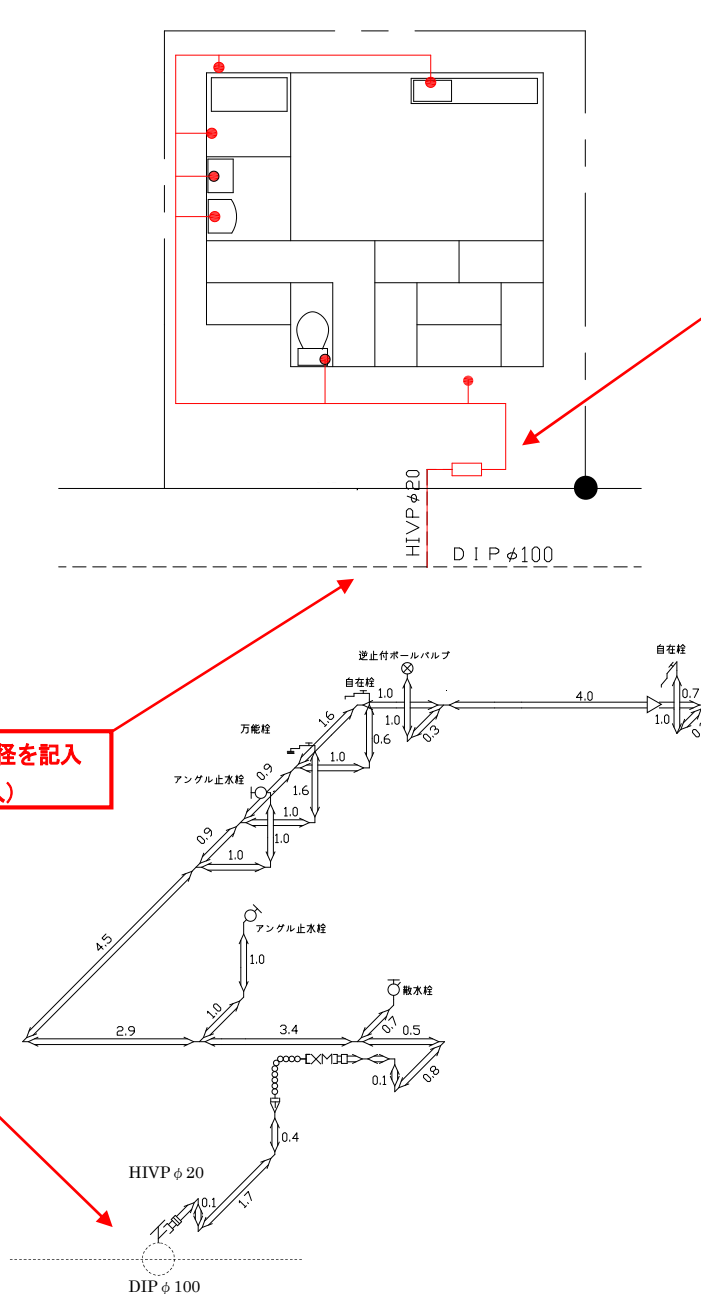
平面図・立面図（水栓数 7 栓）

水栓数を記入

方位を記入

平面図の新設配管は赤で記入

配水管及び給水管の管種・口径を記入
(既設管は、破線で記入)



使用材料

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓	100×20	1	メータBOX	中	1	散水栓	13	1			
密着型銅コア	20	1	伸縮継手	20	1	アングル止水栓	13	2			
伸縮可とう継手	20	1	HIVP	20	20.2	万能栓	13	1			
HIVP	20	2.2	HIVP	13	12.6	自在栓	13	2			
フレキシブル継手	20×600	1	HI ソケット	20×13	1	逆止付ボ-ルバルブ	13	1			
止水栓	M型 20	1	HI ソケット	20	1						
HI ユニオン	20	1	HI チーズ	20×13	6						
HI ソケット	20	1	HI エルボ	20	5						
HI エルボ	20	3	HI エルボ	13	7						
電線		3.3	水栓エルボ	13	6						
給水管標示ピン		1	水栓ソケット	13	1						

工事年月日等を記入
(分岐工事を行った場合)

分岐からメータまでの材料を記入

メータから水栓までの材料を記入

メータ位置を記入

工事年月日	管種	口径	深度	寄り幅	道路幅	メータ位置
平成〇〇年〇月〇〇日	DIP	φ100	1.0	1.0	6.0	A より 西側 2.5 m・北側 0.5 m

しゅん工平面図・立面図 (水栓数)	栓	分水位置
7	栓	A より 西側 3.0 m・南側 1.0 m

水栓数を記入

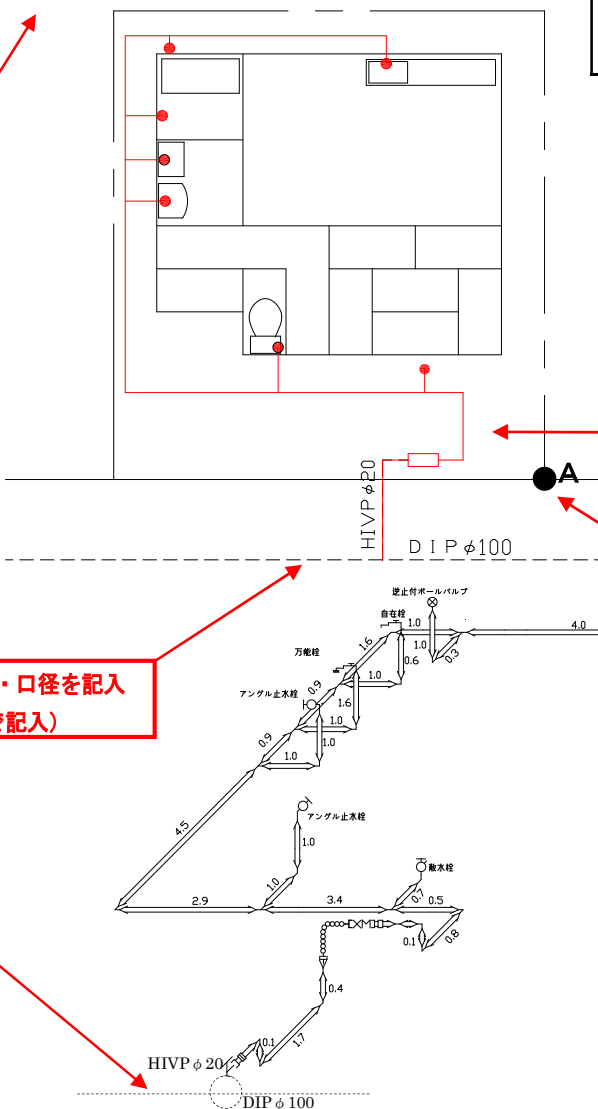
分水位置を記入
(分岐工事を行った場合)

方位を記入

平面図の新設配管は赤で記入

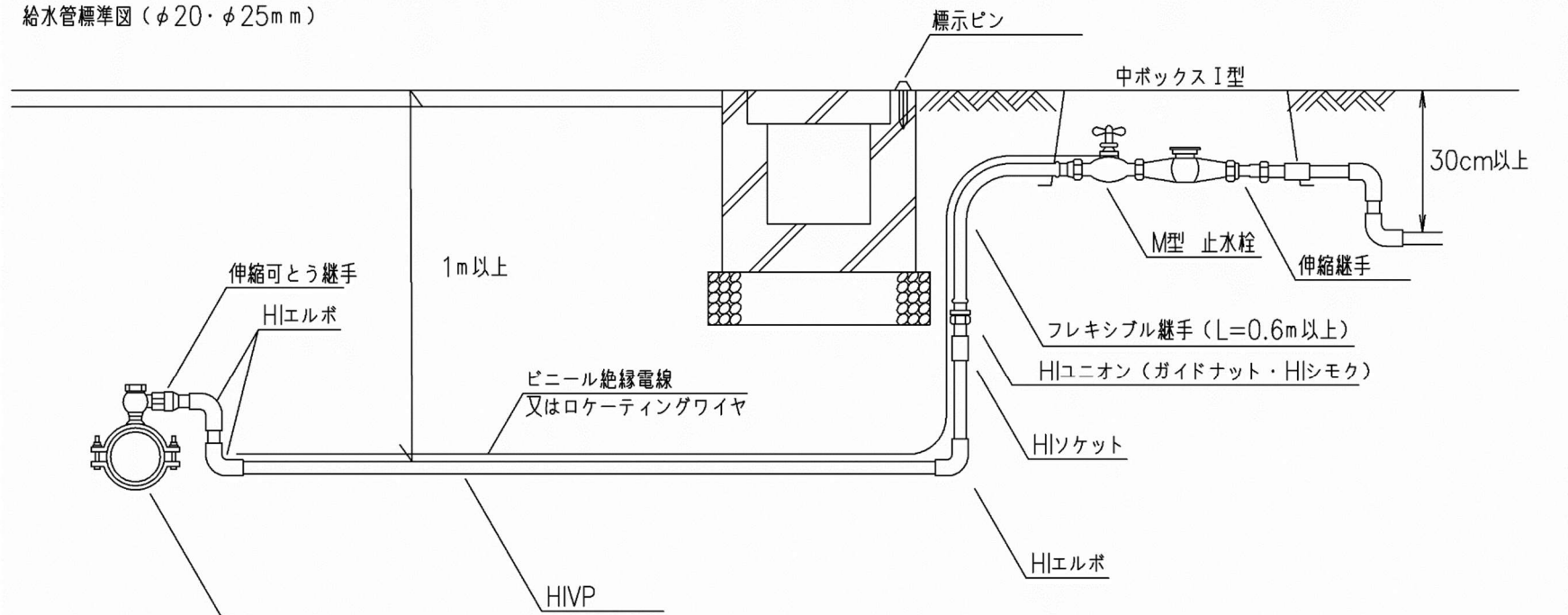
A点を記入

配水管及び給水管の管種・口径を記入
(既設管は、破線で記入)



水栓番号	G〇〇〇〇	指定給水装置 工事事業者	(株)〇×設備	受付番号		担当	
------	-------	-----------------	---------	------	--	----	--

給水管標準図 (φ20・φ25mm)



ボール式サドル付分水栓
JWVA B 117

※標示ピンについて

- 1 標示ピンは、サドル付分水栓からM型止水栓までの直線部分で側溝の宅地側に標示する。
(ただし、宅地側に標示できない場合は、協議するものとする。)

※埋設管調査用電線について

- 1 電線は、サドル付分水栓より約10cm離れたところからM型止水栓まで布設する。
(ピンニール絶縁電線の場合は、M型止水栓側のみピンニール被膜を取除き金属部分に固定する。
また、ロケーティングワイヤの場合は、ピンニール被膜を取除く必要はない。)
- 2 電線の固定方法は、両端及び曲がり部分、直線部においては50cmピッチで年号テープを2重巻きにして固定する。

○宇治市水道事業給水条例

昭和 37 年 4 月 13 日

条例第 10 号

昭和 26 年 7 月 26 日条例第 44 号(制定)

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 給水装置の工事及び費用(第 9 条—第 16 条)

第 3 章 給水(第 17 条—第 23 条)

第 4 章 料金及び手数料(第 24 条—第 36 条)

第 5 章 管理(第 37 条—第 41 条)

第 5 章の 2 貯水槽水道(第 41 条の 2・第 41 条の 3)

第 6 章 布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準(第 42 条—第 44 条)

第 7 章 雑則(第 45 条・第 46 条)

第 8 章 補則(第 47 条)

附則

第 1 章 総則

(条例の目的)

第 1 条 この条例は、宇治市水道事業の給水に関し、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第 2 条 宇治市水道事業の給水区域は、宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年宇治市条例第 30 号)第 2 条第 2 項に規定する区域とする。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2)「家庭用」とは、一般家庭が生活の用に水道を使用するものをいう。
- (3)「官公署、学校、保育所、団体用」とは、官公署、学校、保育所又は公的団体及びこれに準じるものが、その事務事業の用に水道を使用するものをいう。
- (4)「工場、事業所用」とは、工場、事業所又は事務所がその事務事業の用に水道を使用するものをいう。
- (5)「営業用」とは、旅館、料理飲食店等が営業用に水道を使用するもの又は病院、診療所等がその業務の用に水道を使用するものをいう。

- (6) 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場に水道を使用するものをいう。
- (7) 「臨時工事事用」とは、臨時工事事の用に水道を使用するものをいう。
- (8) 「定例日」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長(第 8 条第 1 項及び第 20 条第 2 項を除き、以下「管理者」という。)が定めた日をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 世帯(戸)又は 1 箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 世帯(戸)若しくは 2 箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第 5 条 給水装置の所有者が、市内に居住しないときまたは管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

2 給水装置の所有者及び代理人が所在不明のときは、管理者が維持管理し、給水装置の変更及び給水管の分岐は、管理者において行なうことができる。

(総代理人の選定)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第 7 条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第 8 条 水道の使用人、総代理人又は給水装置の所有者(以下「水道使用者等」と総称する。)は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに水道事業の管理者の権限を行う市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第 9 条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。)第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去に関する工事(以下

「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 給水装置工事の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(加入金)

第 10 条 給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径を増径する場合に限る。以下同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額の加入金を納付しなければならない。

給水管の呼び径	加入金の額	
	新設	改造
13 ミリメートル	116,000 円	新口径による加入金の額と旧口径による加入金の額との差額(給水管の呼び径を 13 ミリメートルから 20 ミリメートルに増径する場合は、当該差額の 2 分の 1 の額)
20 ミリメートル	174,000 円	
25 ミリメートル	378,000 円	
40 ミリメートル	1,170,000 円	
50 ミリメートル	2,012,000 円	
75 ミリメートル	5,450,000 円	
100 ミリメートル以上	流量比等を勘案して管理者が定める額	

- 2 加入金は、給水装置の新設又は改造工事の申込時に納付しなければならない。

(工事の施行)

第 11 条 給水装置工事は、管理者が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、管理者が必要と認めた給水装置工事については自ら施行することができる。

- 2 前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が定める。

(工事費の負担)

第 12 条 給水装置工事の工事費は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

- 2 給水装置工事の申込者が工事費を負担した場合であっても給水装置が公共地内にあるときは、その所有権は、市にあるものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

第 13 条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の取付口から管理者が設置した水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用い

ようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取り付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第14条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、設計費、材料費、運搬費、労力費、工事監督費、路面復旧費及び間接経費の合計額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第15条 管理者が給水装置工事を施行するときは、当該給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算額は、施行後精算し、過不足があるときは、還付又は追徴する。

(給水装置の変更)

第16条 配水管の移転その他の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても管理者が施行することができる。

- 2 前項に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷及び公益上若しくはその他やむを得ない事情並びに法令またはこの条例の規定による場合のほか、制限または停止することはない。

- 2 給水を制限または停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつど予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止、断水または漏水のため損害を生ずることがあつても、管理者は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第18条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第19条 給水量は、メーターにより計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第 20 条 メーターは、水道使用者等に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠つたためにメーターを忘失し、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

4 メーターボックスは、給水装置工事の申込者の実費負担とする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 21 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 総代人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(私設消火栓の使用)

第 22 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(給水装置及び水質の検査)

第 23 条 管理者は、給水装置又は供給する水の性質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第 24 条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第 25 条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道使用料

用途	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)			
	水量	使用料	1段	2段	3段	4段
家庭用	8立方メートル	1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで 161円	21立方メートルから40立方メートルまで 196円	41立方メートルから60立方メートルまで 208円	61立方メートル以上 227円
営業用	8立方メートル	1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで 161円	21立方メートルから40立方メートルまで 213円	41立方メートルから50立方メートルまで 269円	51立方メートル以上 280円
官公署・学校・保育所・団体用	10立方メートル	2,730円	11立方メートルから20立方メートルまで 241円	21立方メートルから100立方メートルまで 272円	101立方メートルから1,000立方メートルまで 310円	1,001立方メートル以上 349円
工場・事業所用	10立方メートル	2,730円	11立方メートルから20立方メートルまで 273円	21立方メートルから100立方メートルまで 325円	101立方メートルから1,000立方メートルまで 350円	1,001立方メートル以上 365円
浴場営業用	8立方メートル	1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで 161円	21立方メートル以上 97円		
臨時工事用	10立方メートル	3,660円	11立方メートル以上 366円			

(2) メーター使用料

口径	1 個 1 月につき
13 ミリメートル	130 円
20 "	140 円
25 "	170 円
40 "	260 円
50 "	840 円
75 "	1,230 円
100 "	1,710 円
125 "	3,650 円
150 "	3,700 円

(水道使用料の算定)

第 26 条 水道使用料は、定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、隔月の定例日にメーターの検針を行うことができる。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

(水量及び用途の認定)

第 27 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があつたとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

2 届出がなく用途の変更をしたものと認められるものは、管理者がその用途を認定する。

(一の専用給水装置により 2 世帯以上の使用者がある場合の水量の認定及び水道使用料の算定)

第 28 条 一の専用給水装置により、2 世帯(戸、箇所を含む。以下本条において同じ。)以上の使用者が、給水を受けている場合の使用水量は各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯につき使用水量を認定することができる。

2 前項の場合における水道使用料の算定については、各世帯ごとに第 25 条第 1 号の区分を適用するものとする。

(共用給水装置の水量の認定)

第 29 条 共用給水装置の水量は、各世帯(戸)均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯(戸)につき認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第 30 条 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは中止したとき又は使用しない場合においても、その料金は 1 箇月分として算定する。

2 月の中途において、その用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の前納及び精算)

第 31 条 臨時給水その他で管理者が必要であると認めるときは、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用終了の届出があつたときに精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めるときに、精算する。

第 32 条 削除

(用途その他の認定)

第 33 条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者が認定する。

(料金の徴収)

第 34 条 料金は、毎月徴収する。ただし、管理者が必要であると認めるときは、2 ヶ月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第 35 条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から徴収する。

(1) 設計審査手数料及びしゅん工検査手数料 1 件につき

種別		新設及び全面改造	一部改造	軽微な改造
口径 25 ミリメートル以下	設計審査	6,800 円	4,000 円	800 円
	しゅん工検査	7,600 円	4,500 円	400 円
口径 40 ミリメートル及び 50 ミリメートル	設計審査	10,200 円	6,100 円	1,200 円
	しゅん工検査	11,400 円	6,800 円	600 円
口径 75 ミリメートル以上	設計審査	17,000 円	10,200 円	2,100 円
	しゅん工検査	19,100 円	11,400 円	1,000 円

備考 この表において「軽微な改造」とは、下水道工事に関連して行う給水栓 2 箇所までの改造工事をいう。

(2) 給水管分岐工事立会手数料 1 件につき 5,100 円

(3) 流末装置検査手数料 1 装置につき 2,000 円

(4) 法第 16 条の 2 第 3 項の確認手数料 1 件につき 100,000 円

(5) 指定給水装置工事事業者の指定手数料 1 件につき 15,000 円

(6) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1 件につき 10,000 円

(7) 各種証明手数料 1 件につき 300 円

(8) 水道財産の境界明示手数料 申請土地 1 筆につき 1,500 円

(9) 前号の明示に基づく境界の奥書証明手数料 申請土地 1 筆につき 450 円

(10) 督促手数料 1 件につき 70 円

(料金、手数料等の減額又は免除)

第 36 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 37 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 37 条の 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 38 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第 8 条第 2 項の修繕費、第 14 条の工事費、第 16 条第 2 項の工事に要する費用、第 25 条の料金又は第 35 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなくて、第 26 条のメーターの検針又は第 37 条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- (4) 給水をその用途以外に使用し、又は濫用し、若しくは分与販売したとき。
- (5) その他水道を不正に使用し、又は使用しようとしたとき。

(過料)

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 9 条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(省令第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第 19 条第 2 項のメーターの設置、第 26 条のメーターの検針、第 37 条の給水装置の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 8 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第 25 条の料金又は第 35 条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第 39 条の 2 詐欺その他不正の行為により第 25 条の料金又は第 35 条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。

(給水管の切断)

第 40 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合管理上必要があると認めるときは、給水管を切断することができる。

(1) 給水装置所有者が 60 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(罰則)

第 41 条 この条例に違反し、みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 5 章の 2 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第 41 条の 2 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第 41 条の 3 貯水槽水道(簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。)であるものに限る。)の設置者は、法第 34 条の 2 の規定により、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理についての検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道(前項に規定するものを除く。)の設置者は、管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理についての検査を受けるよう努めなければならない。

第 6 章 布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第 42 条 法第 12 条第 1 項の条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 43 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。))又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあつては 2 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上

水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(12) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

(水道技術管理者の資格)

第 44 条 法第 19 条第 3 項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校の卒業生については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。第 4 号及び第 5 号において同じ。)については 6 年以上、同条第 5 号に規定する学校の卒業生については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校の卒業生については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業生については 7 年以上、同条第 5 号に規定する学校の卒業生については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第7章 雑則

(分水)

第45条 管理者は、公益上必要があると認めるときは、市外に分水することができる。

(工事弁償)

第46条 給水装置工事の施行のため土地又は工作物に対する損害の復旧については、申込者の負担とする。ただし、公共地及び公共用工作物については、管理者が処理し、費用は、申込者の負担とする。

2 道路工事その他の理由によつて公共地内の給水装置に改造又は修繕等の必要が生じた場合の費用は、原因者の負担とする。

第8章 補則

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

2 宇治市上水道条例(昭和26年条例第44号)は、廃止する。

附 則(昭和37年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年条例第18号)抄

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の規定による第26条の規定は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第9号)

この条例は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和 48 年条例第 2 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 2 号)

この条例は、昭和 51 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宇治市水道事業給水条例第 25 条の規定は、昭和 54 年 12 月 1 日以降の検針分の料金から適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により定例日を 2 ヶ月にまとめメーターの検針を行う場合で、昭和 54 年 11 月分および同年 12 月分の使用料をまとめて算定したものについては、当該 11 月分に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年条例第 11 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 25 条の規定は、昭和 59 年 5 月 1 日以降の検針分の料金から適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により定例日を 2 ヶ月にまとめてメーターの検針を行う場合で、昭和 59 年 4 月分及び同年 5 月分の使用料をまとめて算定したものについては、当該 4 月に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 25 条の規定は、平成 6 年 5 月 1 日以後の検針分の料金から適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により定例日を 2 箇月にまとめてメーターの検針を行う場合で、平成 6 年 4 月分及び同年 5 月分の使用料をまとめて算定したものについては、当該 4 月に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 25 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使

用であつて、施行日以後に初めて使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則(平成 10 年条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 10 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金は、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 25 条の規定は、平成 10 年 5 月 1 日以後の検針分の料金について適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により隔月の定例日にメーターの検針を行う場合のうち、平成 10 年 4 月分及び 5 月分の水道使用料をまとめて算定した場合における当該 4 月分の水道使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第 32 条の規定は、施行日以後の届出に係る予納金について適用し、施行日前の届出に係る予納金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第 35 条の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年条例第 12 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 10 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 25 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で

あつて、施行日以後に初めて水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の宇治市水道事業給水条例第 32 条第 1 項本文の規定により予納されている予納金は、管理者が定めるところにより、当該予納金を予納した者に返還する。
- 5 前項の規定にかかわらず、管理者が指定した期限において未納の水道料金があるときは、管理者は、同項の予納金を当該水道料金に充当することができる。
- 6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、改正後の宇治市水道事業給水条例の施行に関して必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則(平成 27 年条例第 5 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 37 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の宇治市水道事業給水条例の規定に基づいてした届出、認定その他の行為は、改正後の宇治市水道事業給水条例の相当規定に基づいてしたものとみなす。
- 3 改正後の第 25 条の規定は、平成 28 年 6 月 1 日以後の検針に係る水道使用料について適用し、同日前の検針に係る水道使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条及び第 44 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 10 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 25 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使

用であつて、施行日以後に初めて水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の条例第43条第8号の規定の適用については、同項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

- 5 前3項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

附 則(令和元年条例第7号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和4年宇治市規則第22号により令和4年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 改正後の第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から同日の属する月の翌月の末日までに料金の支払を受ける権利が確定される使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第43条の改正規定及び第44条の改正規定(同条第6号に係る部分を除く。)は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第44条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する者とみなす。

○宇治市水道事業給水条例施行規程

昭和 54 年 10 月 31 日
水道事業管理規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(代理人の選定届等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に規定する代理人を選定し、又は変更しようとする者は、代理人選定(変更)届(別記様式第 1 号)を水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(総代理人の選定届等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する総代理人の選定または同条第 2 項に規定する変更の届出は、総代理人選定(変更)届(別記様式第 2 号)によるものとする。

(総代理人の責務)

第 4 条 総代理人は、給水装置使用者から水道使用料、メーター使用料および修繕料を徴収し、これを一括して納付しなければならない。

(給水装置の異状届)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、給水装置異状届(別記様式第 3 号)によるものとする。

第 6 条 削除

(給水装置新設等の申込手続)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項に規定する工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(別記様式第 4 号)を管理者に提出しなければならない。

(設計変更等の届出)

第 8 条 給水装置工事の申込みをした者が、その設計を変更し、若しくはその工事を中止し、またはその申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更・工事中止・申込取消届(別記様式第 6 号)を管理者に提出しなければならない。

(しゅん工検査依頼書の提出)

第 9 条 条例第 11 条第 2 項の規定により工事検査を受けようとする者は、しゅん工検査依頼書(別記様式第 6 号の 2)を管理者に提出しなければならない。

(工事費の予納)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項に規定する工事費の概算額を、工事着工日までに納入しないときは、当該工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(メーターの亡失又は毀損)

第 11 条 条例第 20 条第 3 項の規定によるメーターを亡失し、又は毀損したときは、メーター亡失・毀損届(別記様式第 7 号)により速やかに管理者に届け出なければならない。

2 条例第 20 条第 3 項に規定する管理者が定める損害額は、復旧に要する費用の額とする。
(条例第 18 条の申込み及び第 21 条の届出)

第 12 条 条例第 18 条の規定による申込み及び第 21 条の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を開始しようとするとき……給水装置(公共下水道)使用開始届(別記様式第 8 号)
 - (2) 給水装置の使用を中止しようとするとき……給水装置(公共下水道)使用中止届(別記様式第 9 号)
 - (3) 消火演習に消火栓を使用しようとするとき……消火栓使用届(別記様式第 10 号)
 - (4) 給水装置を季節的、一時的な施設等の用に使用開始し、又は使用廃止しようとするとき……給水装置臨時使用開始・廃止届(別記様式第 11 号)
 - (5) 給水装置の用途を変更しようとするとき、及び給水装置の使用者又は所有者に変更があつたとき……給水装置(公共下水道)用途使用者等変更届(別記様式第 12 号)
 - (6) 給水管の共用又は共用給水装置の使用世帯(戸)数若しくは箇所数に異動があつたとき……共用(専用)給水装置使用世帯異動届(別記様式第 14 号)
- (検査の請求)

第 13 条 条例第 23 条第 1 項に規定する検査を請求しようとする者は、給水装置・水質検査請求書(別記様式第 15 号)を管理者に提出しなければならない。

(使用水量の補正)

第 14 条 管理者が、メーターの機能について検査した結果、メーター指示量の誤差が計量法(平成 4 年法律第 51 号)に規定する公差以上であるときは、その誤差の割合に応じて前回の検査以後の使用水量を補正する。

(使用水量の計算)

第 15 条 メーターの指示量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。

(料金等の減額又は免除)

第 16 条 条例第 36 条に規定する料金、手数料その他の費用(以下「料金等」という。)の減額又は免除を受けようとする者は、料金等減額(免除)申請書(別記様式第 16 号)により管理者に申請しなければならない。ただし、宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程(令和 4 年宇治市上下水道事業管理規程第 4 号)第 3 条に規定する申請書を提出した場合その他管理者が特に認める場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項本文に規定する申請に基づき、必要事項を審査し、料金等の減額又は免除の適否を決定したときは、料金等減額(免除)決定通知書(別記様式第 17 号)により申請者に通知するものとする。

(小規模貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第 17 条 条例第 41 条の 3 第 2 項に規定する貯水槽水道の管理及びその管理についての検査の受検は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 55 条に規定する管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、毎年 1 回以上定期的に、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年水道事業管理規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日以降の検針による水道使用料から適用する。

附 則(昭和 56 年水道事業管理規程第 6 号)

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年水道事業管理規程第 5 号)

- 1 この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、この規程の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際、改正前の規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則(昭和 58 年水道事業管理規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年水道事業管理規程第 7 号)

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年水道事業管理規程第 6 号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成元年水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年水道事業管理規程第 11 号)

- 1 この規程は、平成元年 10 月 2 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 2 年水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年水道事業管理規程第 10 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 6 年水道事業管理規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年水道事業管理規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年水道事業管理規程第 8 号)

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 8 年水道事業管理規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年水道事業管理規程第 10 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年水道事業管理規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年水道事業管理規程第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 18 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年水道事業管理規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項を削る改正規定及び別記様式第 5 号の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 20 年水道事業管理規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の附則の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年水道事業管理規程第 6 号)

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 16 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年水道事業管理規程第 11 号)

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年水道事業管理規程第 13 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年水道事業管理規程第 5 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年水道事業管理規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年水道事業管理規程第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定(「総所得金額」を「合計所得金額」に、「第 313 条第 1 項」を「第 292 条第 1 項第 13 号」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年上下水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年上下水道事業管理規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年上下水道事業管理規程第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(令和2年上下水道事業管理規程第9号)抄
(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(水道メーターの損害額の弁償の基準の廃止)
- 2 水道メーターの損害額の弁償の基準(昭和51年宇治市水道事業管理規程第11号)は、廃止する。

附 則(令和3年上下水道事業管理規程第5号)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(令和4年上下水道事業管理規程第2号)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例(令和4年宇治市条例第9号)の施行の日から施行する。
(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(令和6年上下水道事業管理規程第4号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年上下水道事業管理規程第5号)
この規程は、公布の日から施行する。

別記様式

(略)

○配水管工事及び給水装置工事に関する負担金の基準

昭和 56 年 3 月 31 日
水道事業管理規程第 3 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 5 号(制定)

第 1 条 この基準は、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号)第 14 条第 2 項に規定する特別の費用の一部として負担金を課するについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 負担金は、給水を受けるため、道路その他の公共地内において配水管及び給水装置の布設工事を行う場合において、当該給水工事の申込者から徴収する。

第 3 条 負担金の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 配水管工事に伴う負担金

種 別		金 額		
		設計審査	しゅん工検査	維持管理
配水管布設 工事	口径 50 ミリメートル以下	600 円	900 円	2,400 円
	口径 75 ミリメートル	1,100 円	1,700 円	4,300 円
	口径 100 ミリメートル	1,300 円	2,000 円	5,200 円
	口径 150 ミリメートル	1,600 円	2,500 円	6,300 円
	口径 200 ミリメートル	2,000 円	3,000 円	7,500 円
	口径 250 ミリメートル以上	2,500 円	3,700 円	9,400 円
配水管撤去工事		2,200 円	3,300 円	
消火栓設置工事		21,000 円	31,500 円	78,700 円

備考

- 1 配水管布設工事は、配水管 1 メートル当たりの金額とする。
- 2 配水管撤去工事及び消火栓設置工事は、それらの工事のみを行う場合において、それらの工事 1 箇所当たりの金額とする。

(2) 給水装置工事に伴う負担金

量水器口径	金額
20 ミリメートル	4,000 円
25 ミリメートル	6,000 円
40 ミリメートル	14,000 円
50 ミリメートル	19,000 円
75 ミリメートル	27,000 円

(3) 夜間工事に企業職員が立ち会った場合における負担金

1人につき 20,000円

(4) 道路及び河川占用許可申請等の事務に伴う負担金

管理者	金額
国土交通省	12,600円
京都府	12,600円
宇治市	5,800円
上記の管理者以外のもの	3,100円

第4条 水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、布設された配水管及び給水管の適正な維持管理を図り、水の安定供給に資するため、当該水道施設の布設工事の申込者の所有に係る水道施設のうち、道路その他の公共地内における水道施設について、寄附等による所有権の取得に努めるものとする。

第5条 道路その他の公共地内に布設された配水管及び給水管の維持管理は、管理者が行うものとする。ただし、管理者は、特に必要があると認めるときは、量水器に至るまでの間の維持管理を行うことができるものとする。

附 則

この基準は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成2年水道事業管理規程第10号)

この基準は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年水道事業管理規程第15号)

この基準は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成10年水道事業管理規程第6号)

(施行期日)

1 この基準は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の水道配水管布設工事及び給水装置工事に関する負担金の基準の規定は、この基準の施行の日以後の工事に係る負担金について適用し、同日前の申込みに係る負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成19年水道事業管理規程第4号)

(施行期日)

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水道配水管布設工事及び給水装置工事に関する負担金の基準の規定は、この基準の施行の日以後の水道配水管布設工事及び給水装置工事に係る負担金について適用し、

同日前の水道配水管布設工事及び給水装置工事に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年水道事業管理規程第 1 号)
(施行期日)

- 1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(改正経過)

- 2 改正後の第 3 条の規定は、この基準の施行の日以後の配水管工事に係る負担金について適用し、同日前の配水管工事に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年上下水道事業管理規程第 1 号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程

平成 22 年 3 月 30 日

水道事業管理規程第 1 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 6 号(制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号。以下「条例」という。)第 10 条に規定する加入金の徴収等について、同条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(給水管の呼び径が 100 ミリメートル以上の場合の加入金)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の表に規定する水道事業の管理者の権限を行う市長が定める額は、給水管の呼び径に応じて次の表に定める額とする。

給水管の呼び径	加入金の額	
	新設	改造
100 ミリメートル	15,900,000 円	新口径による加入金の額と旧口径による加入金の額との差額
125 ミリメートル	27,800,000 円	
150 ミリメートル	43,900,000 円	
200 ミリメートル	90,900,000 円	

(各戸に給水設備がある建築物における加入金)

第 3 条 各戸に給水設備がある建築物における給水装置の新設又は改造に係る加入金は、当該各戸に給水する給水管の呼び径に応じて条例第 10 条第 1 項及び前条の表に定める額の合計額に 100 分の 110 を乗じて算定する。

(加入金の還付)

第 4 条 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置の新設又は改造工事を給水管の分岐工事を行う前に中止したときは、当該新設又は改造工事の申込時に納付した金額を還付するものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年水道事業管理規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、この規程の施行の日以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 2 号)抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
(宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

○加入金徴収の取扱いについて（注：加入金の額は、令和元年10月現在です。）

1. 受水槽式給水における加入金の取り扱い

加入金は、各戸ごとの流末給水管口径の加入金の合計額を徴収する。

なお、共用栓（散水栓等）の取扱いは、以下のとおりとする。

- ① 共用栓 2～10 栓まで $\phi 20$ mmの加入金
- ② 共用栓 11～20 栓まで $\phi 25$ mmの加入金
- ③ 共用栓 21 栓以上 別途協議

共用栓 1 栓の場合、加入金は徴収しない。

直圧部分に設置する受水槽の維持管理に必要な 1 栓については、加入金の対象としない。

〔事例 1〕

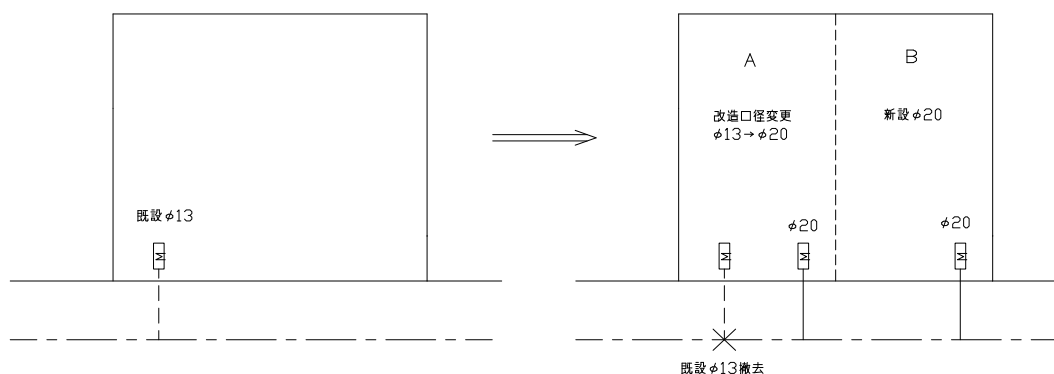
マンション 40 戸、管理人室 1 戸、共用栓（散水栓等）5 栓、各戸流末給水管口径 20mm の場合

$\phi 20$ mm 加入金 42 戸分の加入金を徴収する。

$191,400 \text{ 円} \times 42 \text{ 戸} = 8,038,800 \text{ 円}$ となる。

- ### 2. 1 区画を 2 区画以上に分割する場合、既設加入金の権利は給水管が埋設されている区画に存在するものとし、その区画の加入金は、既設口径と新設口径の差額を徴収する。他の区画は、新設となり新設口径の加入金を徴収する。

〔事例 2〕



$$\begin{aligned} \text{A : } & (\text{新設 } \phi 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } \phi 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

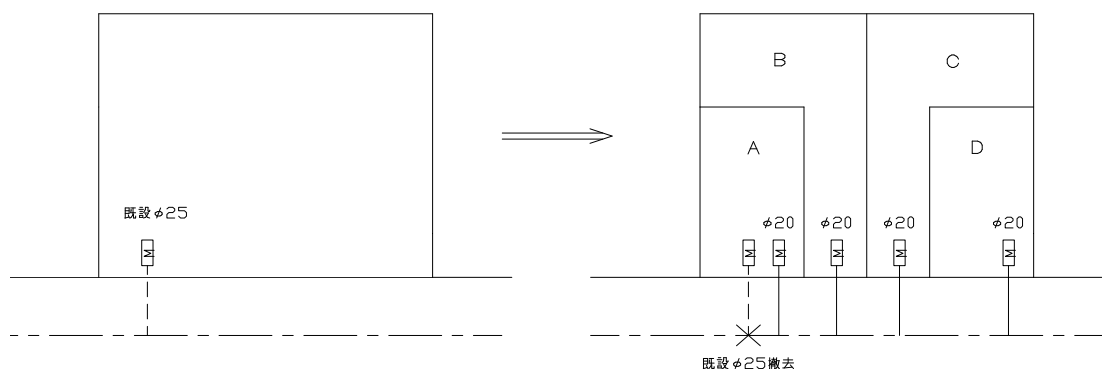
注) $\phi 13$ mm から $\phi 20$ mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

$$\text{B : } \text{新設 } \phi 20\text{mm 加入金} \quad 191,400 \text{ 円}$$

加入金は、A が 31,900 円、B が 191,400 円となる。

3. 開発行為等により、既設給水管を撤去し区画を分割する場合、または、集合住宅にする場合、加入金は既設加入金の範囲内で分割することができる。

〔事例3〕既設メータ口径φ25mmの場合



φ25mm 加入金 (415,800 円) を φ20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると 2 件となる。

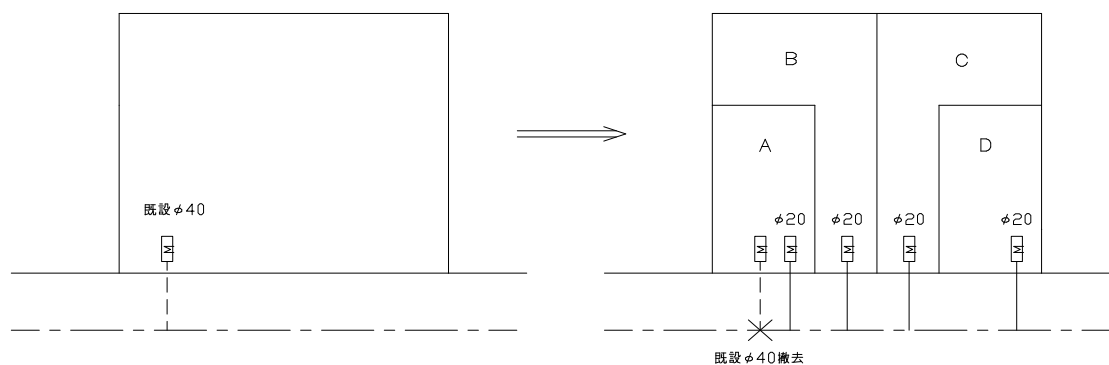
$$415,800 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 2) = 33,000 \text{ 円}$$

注) 差額の 33,000 円は還付しない。

4 区画のうち 2 区画 (A・B) は、既設権利を利用し、加入金は徴収しない。

残りの 2 区画 (C・D) は、φ20mm 加入金を徴収する。

〔事例4〕既設メータ口径φ40mmの場合



φ40mm 加入金 (1,287,000 円) を φ20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると 6 件となる。

$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 6) = 138,600 \text{ 円}$$

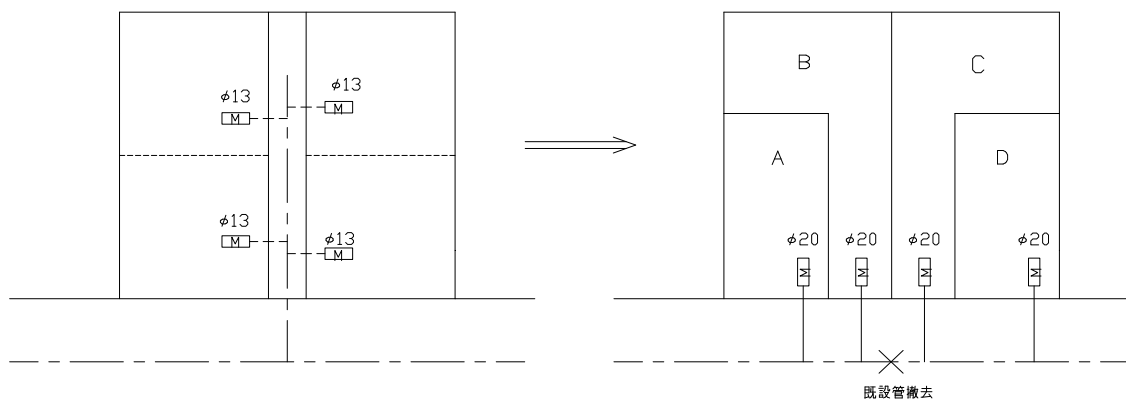
注) 差額の 138,600 円は還付しない。

分割する区画が 4 区画であるので、既設権利を利用し、加入金は徴収しない。

$$(191,400 \text{ 円} \times 6) - (191,400 \text{ 円} \times 4) = (191,400 \text{ 円} \times 2) 382,800 \text{ 円}$$

注) 差額の 382,800 円は還付しない。

[事例5]

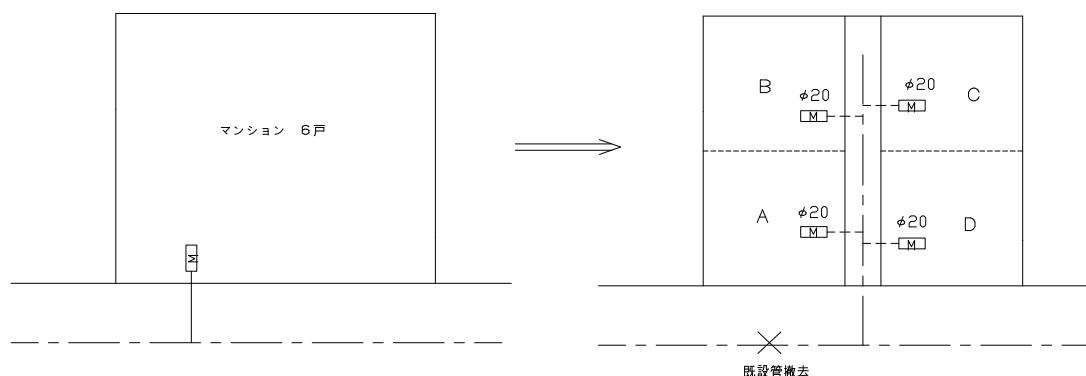


戸数の変更がないことから、4戸とも加入金は、既設13mmの権利を利用することができ、既設φ13mmと新設φ20mmの差額を徴収する。

$$\begin{aligned} & (\text{新設 } \phi 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } \phi 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

注) φ13mmからφ20mmに口径変更の場合は、差額の1/2の額

[事例6]



既存マンション戸数6戸、流末各戸給水管口径φ13mmの場合。

φ13mm加入金(127,600円)2件は、φ20mm加入金(191,400円)1件となる。

新設4区画のうち2区画(A・B)は、1区画につきφ13mmの権利2件を利用し、加入金を徴収しない。

残り2区画(C・D)については、φ13mmの権利1件を利用し、既設φ13mmと新設φ20mmの差額を徴収する。

$$\begin{aligned} & (\text{新設 } \phi 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } \phi 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

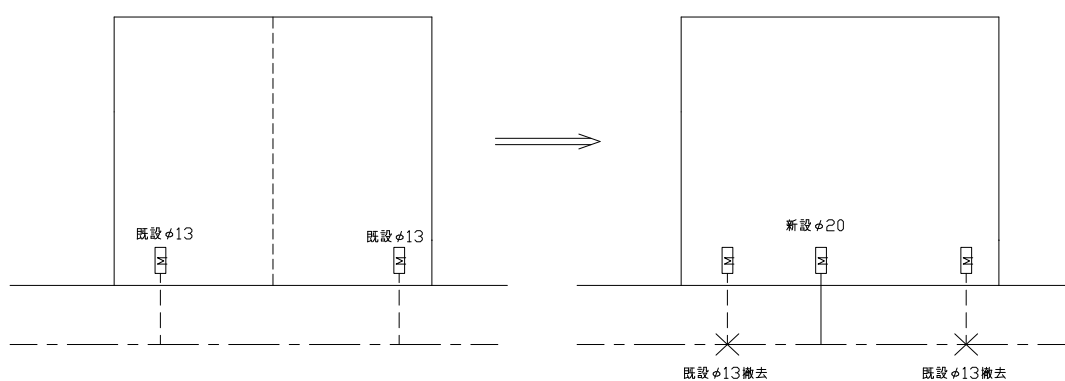
注) φ13mmからφ20mmに口径変更の場合は、差額の1/2の額

4. 二区画以上を一区画に改造する場合、加入金は、既設口径の合計額と新設口径の差額を徴収する。（既設加入金の権利は、給水管を撤去することにより利用することができる。）

既設加入金の合計額が、新設口径の加入金を上回っても還付はしない。

（※ 水栓番号は既設のいずれかを引継ぎ、その他は廃番となる。）

[事例7]



φ 13mm 加入金（127,600 円）2 件は、φ 20mm 加入金（191,400 円）1 件となる。
よって、加入金は徴収しない。

$$(127,600 \text{ 円} \times 2) - 191,400 \text{ 円} = 63,800 \text{ 円}$$

注) 差額の 63,800 円は還付しない。

○用途別認定基準

昭和 55 年 3 月 7 日
水道事業管理規程第 3 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 15 号(制定)

昭和 54 年 10 月 31 日水道事業管理規程第 7 号

- 1 この基準は、宇治市の水道の使用用途の認定(以下「認定」という。)について、条例その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。
- 2 認定の基準は、次に掲げる用途に使用する場合とする。
 - (1) 家庭用
 - ア 自治会等が運営する集会所で使用する場合
 - イ 公園、墓地、公衆便所で使用する場合
 - ウ その他、一般家庭の生活用に使用する場合
 - (2) 官公署、学校、保育所、団体用
 - ア 官公署、学校、保育所、集会所、公会堂、公民館その他これらに準じる施設で使用する場合
 - イ 団地内の集中汚水処理場で使用する場合
 - (3) 工場、事業所用
 - ア 工場、事業所、事務所(選挙事務所を含む。)等でその事務事業に使用している場合、またはこれらに付随するものの用に使用する場合
 - イ その他、事業用に使用する場合
 - (4) 営業用
 - ア 旅館、料理飲食店、遊戯場、生魚販売、肉販売、豆腐製造販売、清涼飲料製造、写真印刷、理髪、美容、洗張、洗濯、ガソリンスタンドおよびその他これらに類する店舗等で営業用に使用する場合
 - イ 研修、宿泊施設を有する神社、寺院等がその用に使用する場合
 - ウ 散水の用に使用する場合
 - (5) 浴場営業用
 - ア 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)による許可を受けた公衆浴場に使用する場合
 - (6) 臨時工事用
 - ア 臨時工事の用に使用する場合
- 3 前項第 2 号から第 6 号に規定するもののうち家庭用と併用して使用している場合は、当該各号の用途に使用しているものとみなす。
- 4 この基準に定めるもののほか、認定の基準について必要な事項は、水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、昭和 54 年 11 月 1 日以後の水道の使用用途の認定から適用する。

附 則(平成 27 年上下水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程

平成 26 年 3 月 31 日

水道事業管理規程第 3 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 10 号(制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、給水装置工事のしゅん工に当たり配水管の洗管を行う場合における水道料金(以下「洗管水道料金」という。)及び宅地の造成地内において防火水槽に水を張る場合における水道料金(以下「防火水槽水張料金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(洗管水道料金)

第 2 条 洗管水道料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 洗管を行う配水管の容積に 5 を乗じて得た容積(以下「基準容積」という。)が 50 立方メートル以下の場合 15,765 円

(2) 基準容積が 50 立方メートルを超える場合 15,765 円に基準容積から 50 立方メートルを減じて得た容積 1 立方メートルごとに 315 円を加算した額。この場合において、1 立方メートル未満の容積は、切り捨てるものとする。

(防火水槽水張料金)

第 3 条 防火水槽水張料金は、防火水槽 1 つにつき、31,515 円に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 4 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 2 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

3 第 2 条の規定による改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、施行日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、施行日前の洗管又は水張りの申込みに係る料金については、なお従前の例による。

宇治市貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇治市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第41条の2及び第41条の3の規定に基づき、貯水槽水道により供給される飲料水の安全性の確保を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 貯水槽水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいい簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。
- (2) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (3) 小規模貯水槽水道 簡易専用水道、専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の給水設備をいう。
- (4) 受水槽 水道事業の用に供する水道から供給を一時的に受けるために設けられる設備をいう。
- (5) 高置水槽 受水槽からポンプによって送られてきた水道水を高所に一時的に貯めておく設備をいう。
- (6) 水槽 受水槽と高置水槽をいう。
- (7) 設置者 貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該設備の維持管理に関する権原を有するものをいう。
- (8) 管理責任者 設置者の委託を受けた者等貯水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (9) 検査機関 法第34条の2第2項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関をいう。
- (10) 水質検査機関 法第20条第3項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関をいう。

(設置の報告)

第3条 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、宇治市長（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。（第1号様式）

2 第1項の規定により報告を行った者は、報告事項に変更を生じたとき、（第2号様式、第3号様式）又は、当該貯水槽水道を休止及び廃止したときは、（第4号様式）速やかに報告しなければならない。

3 設置者は、貯水槽水道使用開始前に管理者が指定した水質検査を水質検査機関等で実施して、検査結果を管理者に報告し、水質に異常が無いと認められなければ飲用に使用

してはならない。

(設置者の責務)

第4条 簡易専用水道の設置者及び管理責任者は、法第34条の2第1項の定めるところにより簡易専用水道を管理し、同条第2項の定めるところによりその管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、環境大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関による検査を受けること。原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状況に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

2 小規模貯水槽水道設置者及び管理責任者は、給水条例第41条の3第2項の定めるところにより小規模貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、環境大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関又は管理者が認める者による検査を受けること。原則として、小規模貯水槽水道に係る施設及びその管理の状況に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

3 水道事故(給水停止)が発生したときは、管理者に報告すること。(第5号様式)

4 給水停止等の措置を講じた場合は、代替水を確保すること。

(帳簿書類等の設置及び保存期間)

第5条 貯水槽水道の設置者及び管理責任者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める帳簿書類等を当該貯水槽水道所在地の事務所等に設置し、保存するものとする。

(1) 永年保存すべき帳簿書類等

ア 貯水槽水道の設備の配置及び給水系統を明らかにした図面

イ 水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面

(2) 3年間保存すべき帳簿書類等

ア 管理状況の定期検査に関する書類

イ 水槽の掃除に関する記録

ウ 点検・整備の記録

エ 水質検査に関する記録

オ 給水停止事故に関する記録

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年7月5日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）設置報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の設置について、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

建築物の概要	名称			
	所在地			
	用途		延床面積	m ²
	構造・規模		ビル管理法による 特定建築の届出	有・無
貯水槽水道の概要	別記第1-1号様式のとおり			
受水する水道の名称				
使用開始予定年月日				
管理責任者	住所			
	氏名	TEL		

（添付書類）

1.建築物の位置図 2.受水槽、高置水槽の配置図及び構造図 3.水質検査書の写し

貯水槽水道の概要（系統別）

名 称（系統別）			
貯水槽の概要 （系統別）		受水槽	（有効容量） m ³ （計 基）
		高置水槽	（有効容量） m ³ （計 基）
水槽等の番号		1	2
水槽等の種類		受水槽 高置水槽 その他 （ ）	受水槽 高置水槽 その他 （ ）
水槽等の設置場所		屋内 屋外	屋内 屋外
水槽等の形式	形 式	地上式 地下式 半地下式	地上式 地下式 半地下式
	点検方法	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能
水槽等の容量	実容量		
	有効容量		
水槽等の構造		ステンレス製 ガラス繊維強化ポリエステル製 その他 （ ）	ステンレス製 ガラス繊維強化ポリエステル製 その他 （ ）
消毒施設の有無		有 無	有 無
備 考			

注) 複数の建築物にそれぞれ異なる系統の貯水槽水道を設置するなど、複数の系統が存続する場合は、系統ごとに本様式を記載する。

第2号様式（第3条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）構造等変更報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の位置又は主要な構造を変更しますので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
位置又は主要 な構造の変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

注) 構造等の変更の場合には、変更に係る図面、水質検査書の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）設置者変更報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の設置者の氏名又は住所を変更しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
氏名又は住所 の変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

第4号様式（第3条関係）

貯水槽水道休止（廃止）報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道を休止（廃止）しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道 を設置して いる建築物	名 称	
	所 在 地	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	
休 止 ・ 廃 止 の 理 由		

第5号様式（第4条関係）

給水停止（水道事故）報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道において、水道事故（給水停止）が発生しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を設置 している建築物	名 称	
	所 在 地	
水道事故等の発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
貯水槽水道の利用人数		
被害の発生状況（症状、人数等）		
受水槽等の異常の状況 （事故の原因、被害の原因と推 定される物質、微生物の種類 及びその濃度）		
応急措置の状況		
給水停止等の状況		
備 考		

注) 水質検査を実施したときは、水質検査結果書の写しを添付すること。

(メ モ)